

# 鎌倉税務署からのお知らせ

問合せ 鎌倉税務署 個人課税第一部門 ☎〇四六七―二二―五五九一(代)

## 確定申告書は、

### 自分で書いてお早めに

税務署窓口で、所得税・贈与税・消費税についての相談と申告書の受付をします。土日祝日は開署していませんが、二月十八日(日)・二十五日(日)に限り確定申告書作成のアドバイスや申告書の受付をします。

税務署の駐車場は四月上旬まで利用できません。臨時駐車場もないので、車での来場はご遠慮ください。

なお、各申告書は郵送や税務署の時間外收受箱への投函により提出できません。

### 受付期間

①所得税 二月十六日(金)～三月十五日(木)

※所得税の還付金の受け取りは、銀行・郵便局などの預貯金口座への振り込みが便利です。

### ②消費税(個人事業者)

四月二日(月)まで

### ③贈与税 三月十五日(木)まで

### ●確定申告書臨時提出所(提出のみ)

日時 二月十六日(金)～三月十五日(木)

(ただし土日を除く)

十時～十六時(十二時～十三時除く)

場所 イトーヨーカドー大船店一階エ

## 年金受給者・新規住宅取得者

### などのための申告指導相談会

スカレーター横

年金受給者・給与所得者で、所得税の住宅借入金等特別控除等の還付申告をする人の申告相談を受け付けます。

対象外 事業・不動産・譲渡(土地・建物・株式等) 所得のある人

日時 二月二日(金)

九時三〇分～十六時三〇分

(十二時～十三時除く。受付十五時

三〇分まで。相談者多数の場合は早

めに受付を終了します)

場所 福祉文化会館

## 税理士会が行う小規模納税者

### などのための無料申告相談

小規模納税者の所得税や消費税、年金受給者や給与所得者の所得税の申告についての相談を受け付けます。

対象外 譲渡所得がある、相談内容が

複雑、所得金額が高額の場合(税務

署で指導を受けるか、税理士の有料

相談を受けてください。)

日時 二月七日(水)・八日(木)

九時三〇分～十六時(十二時～十三

時除く、受付十五時まで。相談者多数

の場合は早めに受付を終了します)

## インターネットを利用して

### ①申告書を作成

国税庁ホームページ「確定申告書等作成コーナー」で作成した申告書を税務署に提出できます。

### ②国税庁ホームページ

<http://www.nta.go.jp>

### ③国税のよくある質問は

タックスアンサーホームページ

<http://www.tanswers.nta.go.jp>

### ④e-Taxで自宅・オフィスで申告・納税

自宅や事務所しながら申告・納税・申請・届出等までできます。平成十八年分の確定申告から利用するためには二月中旬までに届出書を提出・送信してください。

e-Tax <http://www.e-tax.nta.go.jp>

## 所得税の定率減税額が

### 引き下げ

平成十七年分までは所得税額の二〇%(限度額二五万円)が減税されていましたが、平成十八年分では十%(限度額十二万五千元)の減税となります。

なお、平成十九年分からは定率減税は廃止されます。

## 所得税の確定申告 町役場でも受付

所得の種類が給与か年金のみで、医療費控除などの諸控除を受ける場合は、町役場でも所得税の申告相談をしています。

期間 二月十六日(金)～三月十五日(木)

(閉庁日除く)

時間 九時～十六時

(十二時～十三時は除く)

場所 役場 四階大会議室

町役場で申告相談ができない内容

・事業所得、不動産所得、配当所得、

報酬に係る雑所得(原稿料や講演料

等)、一時所得(生命保険契約等に基

づく一時金等)、譲渡所得(土地、

建物、株式、ゴルフ会員権等)

・災害や盗難等に伴う雑損控除、住宅

借入金等特別控除等

仮收受 できあがっている確定申告書

は、所得や控除の種類に関係なく、

町役場で三月十五日(木)まで受け

付けています。

問合せ 税務課 ☎内線二五二～二五三

2月は政府の呼びかけによる  
**省エネルギー月間です**

季節にあわせて適温設定。冬は設定温度を弱めにしましょう。

ぼくは安全エレクトリック

財団法人関東電気保安協会  
<http://www.kdh.or.jp>

# トラブル急増中!

## 住宅用火災警報器の

### 悪質な訪問販売等にご注意

昨年六月一日から新築住宅に（既存住宅は、平成二三年五月三十一日まで）住宅用火災警報器の設置が義務づけられました。これに伴い悪質な訪問販売が増えています。

消防本部職員が住宅用火災警報器の訪問販売を行うことはありませんので、粗悪品や悪質な訪問販売には十分注意してください。

## 悪質な訪問販売の例

【事例一】家に訪問販売がきて、住宅用火災警報器が法律で義務になり、設置しなければならぬ。罰則もある。一個五万円すると言われたが値段が高いので断った。

【事例二】既存の一般住宅に住宅用火災警報器の設置が必要であると、高額な警報器の購入を促された。家人が既存住宅は、設置義務までに五年間の猶予があることを言っても「設置しないと法律で罰せられる」などと執拗に勧誘してきたので、警察に通報するといったところ、早々に立ち去った。

【事例三】自宅に男性二人が来て「どこの家でも六月中に警報器の取り付け

けが義務づけられました。隣の家は、二階建てなのでたくさん取付けるようですが、こちらのお宅は三個取付ければいいです。」と言ったので、「お願いします。」と言うと、居間、台所、寝室の三箇所を設置し、作業終了後、現金で十一万三千四百円を支払った。

◆万一、購入してしまった場合は、無条件解約の申出（クーリング・オフ）の対象になっています。「怪しい」と思ったら消費生活センター等にご相談ください。

問合せ 消防本部

☎八七六一〇一一九 内線三三三

## 消費生活相談

日時 毎週水曜日

九時三〇分～十二時・十三時～十五時三〇分

問合せ 町民課 ☎内線二二四

## かながわ中央消費生活センター

日時 月～金曜日

九時三〇分～十六時  
場所 かながわ県民センター六階  
(横浜駅下車徒歩五分)

問合せ ☎〇四五―三二二―一―二二

## かながわウィークエンド消費生活相談

日時 土・日曜日 十時～十六時

問合せ ☎〇四五―三一四―五五八八

## 消防署の出場件数

平成18年中の消防車の出場件数は321件でした。内訳は火災件数12件、救助出場31件、救急の支援（PA連携）等その他の出場278件です。前年と比較しますと6件の増加となります。

救急車の出場件数は1,450件で、前年より33件減少しました。傷病程度別では全体の51%が軽症（入院を必要としないもの）です。救急車の正しい利用方法にご協力をお願いします。

問合せ 消防本部 ☎876-0119 内線201

### 1 火災出場

区分	種別	建物火災	車両火災	その他火災	計
平成17年中		2	3	2	7
平成18年中		8	1	3	12
比較		6	△2	1	5

### 2 救助出場

区分	種別	火災	建物等による事故	交通事故	水難事故	その他	計
平成17年中		1	14	8	2	16	41
平成18年中		2	14	5	5	5	31
比較		1	0	△3	3	△11	△10

### 3 その他の出場

区分	種別	救急支援(PA連携)	危険排除	偵察	警戒	計
平成17年中		229	16	22	0	267
平成18年中		228	21	29	0	278
比較		△1	5	7	0	11

### 4 傷病程度別搬送人員

区分	程度別	死亡	重症	中等症	軽症	その他	合計
平成17年中		24	110	585	752	1	1,472
平成18年中		25	99	566	711	0	1,401
比較		1	△11	△19	△41	△1	△71

### 5 救急出場件数(事故種別)

区分	事故種別	火災	自然災害	水難	交通	労働災害	運動競技	一般負傷	加害	自行損傷	急病	その他	計
平成17年中		1	0	8	149	3	6	287	8	13	952	56	1,483
平成18年中		3	0	7	126	8	3	299	2	7	936	59	1,450
比較		2	0	△1	△23	5	△3	12	△6	△6	△16	3	△33